

遊休農地対策事業

遊休農地再生に取り組むみなさまへの支援制度です。

支援の対象となる方

農地中間管理機構（大阪府みどり公社）を経由し、
農業委員会により遊休農地判定を受けた農地を借りられた方

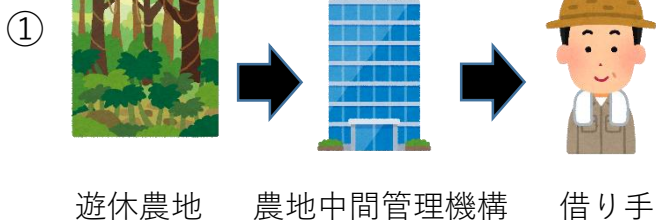


支給金額

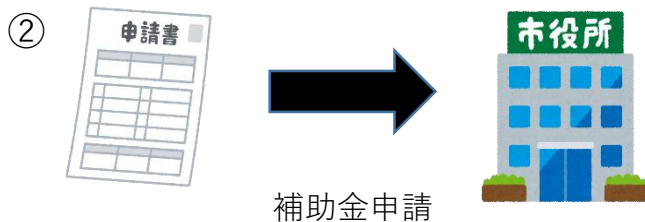
1. 荒廃の程度が軽位(重機等を用いないが相当な整備を要するもの)な遊休農地再生に係る事業
面積×5万円/10a
2. 荒廃の程度が中位(再生に重機等を要するもの)な遊休農地再生に係る事業
事業費×1/2以内 ※再生とは、草刈り・抜根・客土などです。

補助金が交付されるまで

※手続きに関する詳細は、お気軽にお問い合わせください。



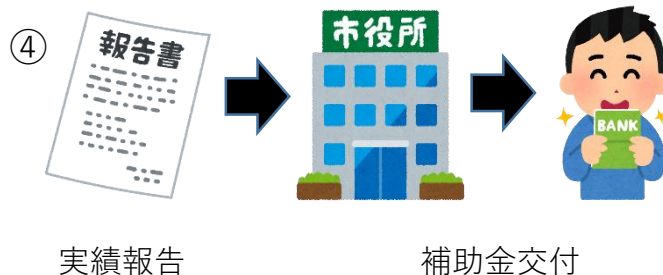
遊休農地と判定された農地を、
農地中間管理機構を通して借ります。



補助金の申請書類を提出します。



申請承認後、
借り手が遊休農地を再生します。



実績報告

補助金交付

実績報告書類を提出後、
補助金が支払われます。

提出書類

表面②（補助金申請時）

- ・ 農業基盤保全事業（遊休農地対策事業）補助金交付申請書
- ・ 位置図
- ・ 事業実施前の農地写真
- ・ 誓約書
- ・ 見積書の写し（3社） ※再生に重機等を要する場合

表面④（実績報告時）

- ・ 農業基盤保全事業（遊休農地対策事業）補助金実績報告書兼請求書
- ・ 位置図
- ・ 事業実施後の農地写真
- ・ 業者からの請求書 ※再生に重機等を要する場合
- ・ 業者からの領収書または振込依頼書の写し ※再生に重機等を要する場合

申請における注意

- ・ 予算の範囲内での補助となるため、補助率が1/2を下回る場合、年度途中で事業受付が終了する場合があります。

実績紹介



お問合せ先

高槻市遊休農地対策本部 072-674-7402・072-674-7421
（総合センター9階 農林緑政課・農業委員会事務局）